

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年1月18日
【会社名】	ヴァイエムウェア・インク (VMware, Inc.)
【代表者の役職氏名】	副社長、副法律顧問兼秘書役補佐：クレイグ・ノリス (Craig Norris, Vice President, Deputy General Counsel and Assistant Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国94304 カリフォルニア州 パロアルト、ヒルビュー・アベニュー 3401 (3401 Hillview Avenue Palo Alto, CA, 94304, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 杉田 泰樹
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー28階 オリック東京法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	(03)3224-2900
【事務連絡者氏名】	弁護士 杉田 泰樹
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー28階 オリック東京法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	(03)3224-2900
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	ヴァイエムウェア・インク記名式額面クラスA普通株式 (額面金額：0.01米ドル)の取得に係る新株予約権証券 当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
【届出の対象とした募集(売出)金額】	0.00米ドル(0円)(注1) 4,755,000米ドル(527,805,000円)(見込額)(注2) (注3)
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

(注3) かかる見込額の詳細については第一部証券情報を参照のこと。

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「ヴァイエムウェア・インク」、又は「ヴァイエムウェア」とは、文脈に応じてヴァイエムウェア・インク又はヴァイエムウェア・インク及びその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=111.00円の換算率（平成30年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場仲値）により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	35,321個（注1）
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	自2019年2月1日至2019年2月28日(注2)(注3)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	E*TRADE セキュリティーズ 住所：アメリカ合衆国07303-0484、ニューヨーク州ジャージー シティ、私書箱484 ウェブサイト：www.etrade.com/stockplans 電話番号（米国外）：1-650-599-0125 電話番号（米国内）：1-800-838-0908
割当日	2019年3月1日(注4)
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注1) 上記「発行数」は、最大拋出見込額（以下に定義される。）及び2018年12月28日現在のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の終値158.38米ドルの85%（134.62米ドル）を基に便宜上算出したものである。端株は購入できない。

(注2) 適格従業員（以下に定義される。）又は本プラン（以下に定義される。）に参加した適格従業員（以下「プラン参加者」という。）は、上記「申込期間」中、本プラン（以下に定義される。）への参加若しくは参加の継続、又は脱退を選択することができる。

(注3) 本プランに基づくオプション期間は2019年3月1日から開始し、当該購入には別段の意思表示を必要としない。

(注4) 割当ては、オプション期間である2019年3月1日から2019年8月31日まで行われる。直前のオプション期間の末までに申込みをした継続のプラン参加者の割当期間は、(i)（直前のオプション期間の初日における当社クラスA普通株式の公正な市場価額が、上記オプション期間の初日における当社クラスA普通株式の公正な市場価額より低い場合）継続する12ヶ月の期間内に連続して運用される2つの6ヶ月の期間を有する2つの組み込みオプション期間のうちの2番目の期間か、(ii)（上記オプション期間の初日における当社クラスA普通株式の公正な市場価額が、直前のオプション期間の初日における当社クラスA普通株式の公正な市場価額より低い場合）新たな12ヶ月の期間内に連続して運用される2つの6ヶ月の期間を有する組み込みオプション期間のうちの最初の期間となる。新規のプラン参加者の割当期間は、新たな12ヶ月の期間内に連続して運用される2つの6ヶ月の期間を有する組み込みオプション期間のうちの最初の期間となる。

1. ザ・ヴィエムウェア・インク・修正・改訂・2007・エンプロイヤー・ストック・パーチェス・プラン（以下「本プラン」という。）は、2007年6月5日に開催されたヴィエムウェア・インクの取締役会会議にて採択され、また、2007年8月8日、2007年12月10日、2009年2月4日、2010年2月24日、2013年3月6日、2013年11月14日及び2017年2月17日に開催された当社の取締役会又はその委員会の会議において修正された。さらに、本プランは2007年6月5日付の当社の唯一の株主による書面同意及び2007年8月9日付の過半数株主による書面同意により承認され、さらに2013年5月29日及び2017年6月8日の株主総会において当社の過半数株主により承認された。さらに、本プランの運用に関して、2015年12月18日及び2016年11月16日に当社の取締役会の報酬及びコーポレート・ガバナンス委員会により修正がなされた。

対象者：当社が間接的に全クラスの株式の総議決権の100%を保有する、日本における子会社であるヴェイムウェア株式会社の適格従業員（以下「適格従業員」という。）634名

2. 本プランは、連続して運用される2つの6ヶ月のオプション期間から成り、2018年9月から開始する12ヶ月の期間、及び、連続して運用される2つの6ヶ月のオプション期間から成り、2019年3月から開始する12ヶ月の期間を設定している。直前のオプション期間の未までに申込みをした継続のプラン参加者については、かかる期間は、(i)(直前のオプション期間の初日における当社クラスA普通株式の公正な市場価額が、2019年3月1日から始まるオプション期間の初日における当社クラスA普通株式の公正な市場価額より低い場合)2018年9月1日を開始日とする継続した12ヶ月の期間となり、(ii)(2019年3月1日から始まるオプション期間の初日における当社クラスA普通株式の公正な市場価額が、直前のオプション期間の初日における当社クラスA普通株式の公正な市場価額より低い場合は)2019年3月1日から始まる12ヶ月の期間となるが、新規のプラン参加者については、2019年3月1日から開始される12ヶ月の期間となる。プラン参加者は、購入日（例えば、2019年8月31日）に、ニューヨーク証券取引所における(i)12ヶ月の各期間における最初の取引日の普通株式の終値の85%又は(ii)当該期間の最終取引日の普通株式の終値の85%のいずれかより少ない価格（以下「行使価格」という。）により、当社クラスA普通株式を購入することができる。ただし、2番目の組み込みオプション期間の初日の当社クラスA普通株式（「株式」）の適正市場価格が最初の組み込みオプション期間の初日の株式の適正市場価格より低い場合、12ヶ月の各期間は早期（2番目の組み込みオプション期間の初日）に終了するものとし、終了した12ヶ月の期間に参加した全ての参加者には、2番目の組み込みオプション期間が開始される予定であった日と同日に開始される新たな12ヶ月の期間が付与されるものとする。プラン参加者は、6ヶ月のオプション期間につき7,500米ドルを上限とし拠出することができる（かかる金額は、オプション期間の長さに応じて比例計算される。）。購入日に購入可能な株式数は、当該オプション期間（2019年3月1日乃至2019年8月31日）におけるプラン参加者の給与控除による拠出金額を購入価格で除すことにより算定される。
3. 本募集に係るオプション期間中（2019年3月1日乃至2019年8月31日）における適格従業員全員の最大拠出額は、4,755,000米ドルとなるものと見込まれる（以下「最大拠出見込額」という。）。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>本新株予約権は、プラン参加者が、6ヶ月間の各オプション期間内において各プラン参加者が決定した拠出率において、プラン参加者の承認を受けた給与控除又はその他の拠出により積み立てた資金を使用して、12ヶ月の各期間(連続して運用される2つの6ヶ月の期間を有する2つの組み込みオプション期間から成る)における(i)当該期間の最初の取引日におけるニューヨーク証券取引所の終値の85%又は(ii)当該オプション期間の最終取引日のニューヨーク証券取引所の終値の85%、のいずれか低い方の金額により、当社普通株式を購入することができる権利である。</p> <p>したがって、当社株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の購入価額も下落し、その結果、本新株予約権の行使によりプラン参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。但し、拠出金額は予め定められた金額による為、株価の増減によって変動することはない。</p> <p>本プランにおいては、各オプション期間におけるプラン参加者の拠出額を、(i)12ヶ月の各期間の最初の取引日におけるニューヨーク証券取引所の終値の85%又は(ii)当該期間の最終取引日のニューヨーク証券取引所の終値の85%、のいずれか低い方の金額で除すことにより、発行株式数が決定される。</p> <p>本新株予約権は、当社及び当社子会社の適格従業員が、ヴァイエムウェアのクラスA普通株式(額面価額0.01ドル)を購入するために、任意の且つ組織的な給与天引き又はその他拠出の利用を可能とする方法を提供することを企図しており、資金調達額の下限は定められていない。</p> <p>また、本プランによりプラン参加者が購入可能となる株式数の上限は23,300,000株であり、いかなる場合も、本プランに基づき、ある6ヶ月のオプション期間中にプラン参加者が購入することのできる株式数は、750株、又は委員会の裁量によりオプション期間の長さに応じて定められた株式数を超えないものとする。</p> <p>従業員がオプション期間の最終営業日の時点でプラン参加者である場合、かかるプラン参加者は当該期間に付与された新株予約権を行使したとみなされるものとする。当社の決定による、当社による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。</p> <p>但し、以下の場合、本プランに従い、当社の新株予約権は消滅し、これにより新株予約権が行使されない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラン参加者がオプション期間中、プランから脱退した場合 ・オプション期間が付与されている間に、プラン参加者が従業員でなくなった場合
---------------------------------	--

	また、株式配当、株式分割若しくは株式併合、資本再構成、当社を存続会社とする合併又はその他の当社の株主資本の変更の場合、本プラン及び本プランに基づきその時点で発行済又は付与予定のオプションの対象となる当社の株式又は有価証券の数及び種類、本プランに基づき交付可能な有価証券の最大数、オプション価格並びにその他の関連規定は、取締役会により適切な調整を受けるものとし、またかかる調整の決定は全ての者に対して拘束力を有するものとする。当社が存続会社とならない結合若しくは合併、又は当社の資産の実質的な全ての売却若しくは譲渡(抵当権又は担保権の付与によるものを除く。)の場合、全ての発行済オプションはこれらをもって終了するものとする。ただし、かかる合併、結合又は資産売却の発効日までに、取締役会は、(a)全ての拠出口座における残高を返却し全ての発行済オプションを取り消すこと、又は(b)本プラン第8条に定める行使日の繰上げを行うこと、又は(c)存続会社若しくは買収会社がある場合は、かかる会社若しくはその子会社がプラン参加者に対して、取締役会が定めるものと同等の諸条件を有する代替オプションを付与するよう取り決めることのいずれかを行うものとする。
新株予約権の目的となる株式の種類	ヴァイエムウェア・インク 記名式額面クラスA普通株式(額面金額:0.01米ドル)(注1)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個につき1株 (本新株予約権の目的となる株式の総数:35,321株(注2))
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個につき134.62米ドル(14,943.15円)(注3) (本新株予約権の行使時の払込金額の総額: 4,755,000米ドル(527,805,000円)(注4))
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	4,755,000米ドル(527,805,000円)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:134.62米ドル(14,943.15円)(注3) 資本組入額:0.01米ドル(1.11円)
新株予約権の行使期間	自2019年3月1日 至2019年8月31日(注5)
新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	E*TRADE セキュリティーズ 住所:アメリカ合衆国07303-0484、ニューヨーク州ジャージーシティ、私書箱484 ウェブサイト:www.etrade.com/stockplans 電話番号(米国外):1-650-599-0125 電話番号(米国内):1-800-838-0908
新株予約権の行使の条件	本プラン第7条及び第8条を参照のこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本プラン第10条、第11条及び第12条を参照のこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	本プラン第13条を参照のこと。
代用払込に関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プラン第16条を参照のこと。

(注1) 本新株予約権を行使した際に交付される株式は、新規発行株式を予定している。

(注2) 前述のとおり、拠出額及び行使価格が現在未定であるため、本新株予約権の目的となる株式の最大見込総数は、最大拠出見込額を2018年12月28日現在のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の終値158.38米ドルの85%(134.62米ドル)で除し端数を切捨てて算出したものである。拠出金の余剰分は留保され次回の購入に充当される。

- (注3) 前述のとおり、行使価格が現在未定であるため、2018年12月28日現在のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の終値158.38米ドルの85%(134.62米ドル)を記載した。実際の行使価格はニューヨーク証券取引所における(i)オプション期間における最初の取引日の普通株式の終値の85%又は(ii)オプション期間の最終取引日の普通株式の終値の85%のいずれかより少ない価格となる。
- (注4) 前述のとおり、拠出額が現在未定であるため、新株予約権の行使時の払込金額の総額は、オプション期間における全適格従業員の最大拠出額で計算している。
- (注5) プラン参加者は、付与された新株予約権をオプション期間の最終営業日に行使したものとみなされる。

(摘要)

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、当社及びその子会社の適格従業員が、VIEムウェアのクラスA普通株式(額面価額0.01ドル)を購入し、VIEムウェアの将来における利益を得るために、任意の且つ組織的な給与天引き又はその他拠出の利用を可能とする方法を提供することを企図している。本プランの目的上、子会社とは、VIEムウェアの取締役会が特定の子会社の従業員に適格性がないとの決定を下さない限りは、VIEムウェアが直接又は間接的に、その全クラス株式の総議決権の50%以上を有する株式を保有する企業を意味する。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プラン及び本プラン運営者が用意した所定の登録申込書に定められている。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

新株予約権行使の効力の発生

本プランに基づく参加者の新株予約権は、オプション期間の最終営業日に、参加者のプラン口座に入金されている金額に対して自動的に行使される。

参加者は、本プランに基づく自己の新株予約権の対象となる株式に関し、かかる新株予約権が行使されるまで、持分又は議決権を持たないものとする。オプションについても、その対象となる株式に関し、行使によってかかる株式が発行されるまで、その持分又は議決権を持たないものとする。

新株予約権の行使後の配当

2007年8月に新規株式公開以後、当社はその普通株式について現金配当の決定又は支払いを行ったことはない。2018年7月1日、当社は110億ドルの条件付き特別配当を決定した。当該配当の基準日は2018年12月27日であり、支払日は2018年12月28日である。1株あたりの配当額は26.81ドルであった。詳細については、第三部追完情報を参照のこと。現金配当の将来における決定は、当社の取締役会の裁量においてなされ、また当社の基本定款に従い当社のクラスB普通株式保有者の同意を得ることが条件となる。当社のクラスA普通株式及びクラスB普通株式の保有者は、当社の取締役会が当社普通株式に関して宣言した配当について、1株当たりベースで均等に分配される。

株券の交付

各オプション期間の最終日において、新株予約権が自動的に行使され、各参加者の口座に給与天引きにて積み立てられた金額で適用購入価格において購入可能な単元株式数において、クラスA普通株式が購入される。購入された株式は、各オプション期間の最終日後可及的すみやかに、参加者のE*TRADE セキュリティーズ・インクの口座に交付され、仲買人名義において登録される。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
4,755,000米ドル (527,805,000円) (注)	23,500米ドル (2,608,500円)	4,731,500米ドル (525,196,500円)

(注) 本募集の対象となる適格従業員全員が本プランに参加し、かつ全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。

(2) 【手取金の使途】

新株予約権の行使によって得られる差引手取総額の概算額4,731,500米ドル(525,196,500円)は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他】

1 【法律意見】

当社の副社長、副法律顧問兼秘書役補佐であるクレイグ・ノリス氏より以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、デラウェア州法に基づく会社として適法に設立され、有効に存続している。
- (2) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券の募集を行い、かつ、かかる新株予約権の対象となる株式の発行及び売出しを適法に行うことができる。
- (3) 当社による、又は当社の為の本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）の関東財務局長に対する提出は、適法に授權されている。

2 【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4 その他」、「2 その他の記載事項」に、以下に掲げる「ヴェイムウェア・インク修正・改訂・2007・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン」の訳文掲げる。

2017年6月8日再改訂

VIEムウェア・インク

修正・改訂・2007・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン

第1条：本プランの目的

ザ・VIEムウェア・インク・修正・改訂 2007・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン（以下「本プラン」という。）は、VIEムウェア・インク（以下「VIEムウェア」という。）及びその子会社（以下これらを「当社」と総称する。）の適格従業員が、VIEムウェアのクラスA普通株式（額面価額0.01ドル）（以下「株式」という。）を購入し、VIEムウェアの将来における利益を得るために、任意の且つ組織的な給与天引き又はその他拠出（第5条において詳述する。）の利用を可能とする方法を提供することを企図している。本プランの目的上、子会社とは、VIEムウェアの取締役会（以下「取締役会」という。）又は委員会（以下に定義）が特定の子会社の従業員に適格性がないとの決定を下さない限りは、VIEムウェアが直接又は間接的に、その全クラス株式の総議決権の50%以上を有する株式を保有する企業を意味する。

本プランは、改正1986年内国歳入法（「内国歳入法」）第423条に基づく「従業員株式購入制度」の適格を有することを目的としている。前述の記載にかかわらず、取締役会は内国歳入法第423条に基づく適格を有することを企図しない類似募集を本プランに基づき行うことができる。かかる募集は本プランの第423条以外の要素として行われる。

本プランの目的上、取締役会の決定がある場合は、VIEムウェア及び/又は適格子会社の従業員は、本プランの第423条要素に基づく個別の募集に参加するものとみなされる。これはかかる各募集の適用募集期間の日が同一である場合も該当する。但し、参加にかかる条件は、内国歳入法第423条に基づき決定され、各個別募集内において同一とする。

第2条：株式購入オプション

本プランにおいて、当社従業員（以下「従業員」という。）に対し本プランに基づき付与されたオプション（以下「オプション」という。）の行使により購入可能となる株式数の上限は23,300,000株である（第16条に規定される調整を条件とする）。これら株式は全て本プランに基づく購入に利用可能であり、本プランの第423条要素に基づく募集に利用することができる。本プランに基づくオプション行使により交付される株式は、VIEムウェアの授權未発行株式又は自己株式のいずれかであり、取締役会によって決定される。

第3条：適格従業員

第20条に別途規定される場合を除き、当社の雇用における勤続期間が3ヶ月以上又は（現地法により求めのある場合は）委員会が決定したこれより少ない月数を経過した各従業員は、本プランの参加資格を有するものとする。但し、かかる参加が内国歳入法第423条に基づく要件に沿ったものであること、又は第423条以外の要素に基づき募集が行われることを条件とする。本書におけるいかなるその他の規定にも拘らず、VIEムウェア又は該当する適格子会社の給与制度上VIEムウェア又は適格子会社の従業員として同時に認定されない者は、適格従業員とはみなされず、本プランへの参加資格をもたないものとする。かかる者が、政府機関を含むがこれらに限定されない第三者の行為によって、又は私的訴訟、法的若しくは行政上の手続により、コモンロー上又は法定上の従業員を含むがこれらに限定されない目的における、VIEムウェア又は適格子会社の従業員

として再認定された場合、かかる者はかかる再認定にも拘らず、依然として参加資格を有さないものとする。上記に拘らず、該当する給与制度上のガイエムウェア又は適格子会社の従業員として同時認定されない者が本プランへの参加資格を有する唯一の手段は、とりわけかかる者に本プランへの参加資格を付与する旨を規定した本プランの修正をガイエムウェアが適法に締結することによって可能となる。

第4条：参加方法

オプション期間が27ヶ月までのものについては、委員会がこれを決定する。委員会がオプション期間を定めない場合、オプション期間は、前期間終了後の初日に始まる6ヶ月とする。例えば、オプション期間が7月31日に終了する場合、続くオプション期間の開始以前に委員会が特段の決定をしなければ、次のオプション期間は8月1日から1月31日までとする。オプション期間の初日の時点で適格従業員である各人は、本プランへの参加を選択することができる。参加選択にあたっては、当該初日の1日前までに第5条に基づく給与天引きへの承諾書及び/又はその他の必要な加入契約/申請書に署名し、これを提出する必要がある。これによりかかる従業員は当該オプション期間の初日において参加者(以下「参加者」という。)となるものとし、また本プランに規定される参加終了時まで参加を継続するものとする。ガイエムウェアは、新たに申込書を提出することなく、参加者が、次のオプション期間にも参加選択を適用するか否かを選択若しくは指示することを認めることができる。次のオプション期間に適用されない参加選択をする場合、当該従業員は、本プランに規定される新たな参加申込書を提出しない限り、又はかかる申込書を提出するまで、次のオプション期間に関する参加を終了したものとみなされる。

第5条：抛却

参加者は、オプション期間に亘る実質的に均等の給与控除により、参加者の報酬の2%以上15%以下の割合(ただし、6ヶ月のオプション期間あたり7,500ドルを上限とするものとし、委員会の裁量により、かかる額は期間に応じて比例的に増減する。)において、本プランに基づき抛却を行うことを選択できる。ただし、適用のある現地法により本プランへの参加が禁止される場合、委員会は、本プランの第423条要素に基づく特定の個別の募集又は第423条以外の要素に基づく募集に参加する全参加者に対し、現金、小切手又は加入申請書に記載のあるその他形態による支払いを通じて本プランへの抛却を行うことを許可することができる。オプション期間終了時に、下記第8条に従って次のオプション期間における参加者の抛却口座に繰り越される(以下「繰越」という。)参加者の抛却口座に残存する金額(単元未満株に相当する金額)は、新たに株式購入に使うことができる。ただし、オプション期間あたりの最大額からは、当該繰越額分が引かれるものとする。本プランの目的上、「報酬」とは、取締役会により別段の指定がない限り、当社が参加者に支払った全ての現金報酬を意味するものとする。

参加者は、抛却率の変更について、オプション期間初日の1日前までに、当該変更の効力発生に関してガイエムウェア(又はその指定代理人)への書面通知を送付することによってのみ、当該変更を選択することができる。加入申請書又は給与控除承認の抛却率の変更選択をガイエムウェア(又はその指定代理人)へ送付した後、適切な給与控除又はこれに関する変更は、合理的に見て実務上可能な限りすみやかに開始されるものとする。参加者の給与控除承認に従って天引きされる又はその他の許容された方法によって抛却される全ての金額は、かかる参加者の抛却口座に入金されるものとする。

第6条：オプションの付与

オプション期間の初日に参加者である各人は、かかる日付で、かかる期間に対するオプションを付与されるものとする。かかるオプションの対象となる株式数は、(a)当該オプション期間の最終日における参加者の抛却口座における残高を、(b)第7条に基づき決定される株式の1株当たり購入価格で除し、さらに当該指数から単元未満株がある場合はこれを削ることによって決定されるものとする。本プランに基づきその時点で利用可能な株式数が十分でない場合、ガイエムウェアは、ほぼ比例した割

合に基づき、オプション期間に対する各参加者のオプション行使により各参加者が受領可能な株式数を削減し、且つ参加者の抛出口座における残高を(現地の法により義務付けられない限り)利息を付すことなく、かかる参加者に返還するものとする。いかなる場合も、本プランに基づき、ある6ヶ月のオプション期間中に参加者が購入することのできる株式数は、(第16条に服することを前提に)750株、又は委員会の裁量によりオプション期間の長さに応じて定められた株式数を超えないものとする。

第7条：購入価格

オプション行使に基づき発行される株式購入価格は、(a)オプション付与時、又は(b)オプションが行使されたとみなされる時点における、いずれか低い値の株式の公正市場価値の85%とする。「公正市場価値」とは、株式の取引がなされる主な証券取引所における株式の1株当たり売値の終値を意味する。当該日にかかる売買がない場合は、かかる売買が報告された最終の日とする。また、株式が国内の証券取引所に上場されていない場合は、当該株式の公正市場価値は取締役会によって善意において決定されるものとする。

第8条：オプションの行使

従業員がオプション期間の最終営業日の時点で本プランの参加者である場合、かかる参加者は当該期間に付与されたオプションを行使したとみなされるものとする。かかる行使にあたり、VIEムウェアは、当該参加者の抛出口座残高を第6条に基づき決定される株式数の購入に充てるものとし、その後実務上可能な限りすみやかに当該参加者に同株式にかかる株券を発行、交付するものとする(又は参加者の名義の証券口座に株式を預託する)。本プランに基づきいかなる単元未満株も発行されないものとする。当該参加者の抛出口座の累積残高が1株式を購入するのに十分でない場合、かかる残高は残りの又はその後のオプション期間において保持されるものとする(第10条に規定される参加者による早期脱退の定めを条件とする。)。行使日後の本プランに基づく参加者の抛出口座に残存するその他金員は利息なしで現金にて当該参加者又はその受益者(該当する場合)に返還されるものとする(但し、現地法により別途求めのある場合はこの限りでない。)

本書に記載される如何なる相反する内容にもかかわらず、VIEムウェアは、VIEムウェアの顧問の意見において、適用する連邦、州及び外国の法規則の全ての要件(レジェンド(警告文)に関する要件を含む。)が順守されない限り、又は、発行済株式がその時点で何らかの証券取引所に上場される場合は交付される株式がかかる取引所に上場されない限り(若しくは公的な発行通知をもって上場株式に加わることが承認されない限り)、且つ株式の発行及び交付に関するその他全ての法的事項がVIEムウェアの顧問によって承認されない限り、いかなる株式の交付義務も有さないものとする。

第9条：利息

適用法により別途求めがあり、委員会の決定のある場合を除き、抛出口座にはいかなる利息も支払われない。

第10条：取消及び脱退

本プランに基づくオプションを保有する参加者は、委員会が規定する形態における書面通知を当社に送付することで、自己のオプションの全て(一部ではない。)を取り消すことができる。ただし、かかる通知は当該オプション期間の最終日より31日又は委員会の定める日数だけ前の日(「脱退期限」)までにVIEムウェア(又はその指定代理人)に届けられなければならない。かかる書面通知を送付した参加者は、かかる書面通知日現在で、自己のオプションを取り消し、本プランに関し適用のある給与控除承認を取りやめ、本プランへの参加を終了したものとみなされるものとする。適用オプション期間の脱退期限日が土曜日、日曜日又はデラウェア州の銀行営業が休止を求められる日である場合、かかる日の直前の最終営業日までに書面通

知によりオプションの取消を行うことができる。かかる通知送付後、参加者の抛出口座にある残高は合理的に見て実務上可能な限りすみやかに、(現地の法により義務付けられない限り)利息を付すことなく、かかる参加者に返還される。かかる通知を送付した参加者は、第4条の規定に従って将来のオプション期間について本プランへの参加を選択することができる。

第11条：雇用の終了

第12条に別途規定される場合を除き、何らかの理由における参加者の当社による雇用の終了時、かかる参加者はその参加を終了し、かかる者が本プランに基づき保有していたオプションは、取消がなされたものとみなされ、抛出口座の残高は(現地の法により義務付けられない限り)利息を付すことなく、かかる者に返還され、その後かかる者は本プランに基づきいかなる権利も有さないものとする。本第11条の目的において、参加者の雇用は、当社の子会社又は当社への転勤の場合、終了したものとみなされない。しかしながら、参加者の転勤の場合、VIEムウェアは、適用のある現地法及び内国歳入法第423条の要件を考慮の上、必要又は望ましい場合は、かかる参加者の参加内容を個別の募集又は第423条以外の要素に基づく募集への参加へと移転することができる。本プランの目的において、個人の雇用関係は、かかる個人が病気による休暇又は当社により本プランの目的上認められるその他の休暇中は、依然として有効であるとみなされる。ただし、かかる休暇期間が3ヶ月を超える場合で、かかる個人の再雇用の権利が法律又は契約上保証されない場合、当該雇用関係はかかる3ヶ月の翌日に終了したものとみなされるものとする。

第12条：参加者の死亡

参加者が死亡し、これにより当該参加者の当社への雇用が終了した時点において、当該参加者が本プランに基づくオプションを保有している場合は、当該参加者の法定代理人は、かかるオプションが行使可能となる日までにVIEムウェアに書面を送付することにより、(a)オプションを取り消し、当該参加者の抛出口座の残高を現金で受領すること、又は(b)当該参加者の抛出口座の残高を、オプション期間の最終日に、第8条に従って当該参加者のオプション行使に充当し、且つかかる口座に総発行株式数の総購入価格を超える残高がある場合はかかる超過分の残高を(現地の法により義務付けられない限り)利息を付すことなく、現金により返還を受けることのいずれかを選択することができる。当該参加者の法定代理人が、上記の書面による選択について届出をしない場合、発行済オプションについては、本第12条の上記(a)を選択したとの届出がなされたものとして取り扱われるものとする。

第13条：参加者の権利の譲渡禁止等

本プランの第423条の要素に基づく特定の募集に基づきオプションを付与される全参加者は、同一の権利及び特権を有するものとする。本プランに基づき付与されるオプションにかかる各参加者の権利及び特権は、当該参加者の生存中、当該参加者本人によってのみ行使可能なものとし、且つ遺言又は相続分配法による場合を除きいかなる方法においても売却、担保への差入れ、譲渡、その他移転されないものとする。参加者が本条の諸条件に違反した場合、当該参加者が保有するオプションはVIEムウェアにより終了され、且つ当該参加者の抛出口座残高の当該参加者への返還をもって、本プランに基づく当該参加者の一切の権利は終了するものとする。

第14条：雇用権

本プランの採択又は本プランのいずれの規定も、参加者に対し、当社若しくはその子会社への継続的雇用の権利を授与するものではなく、またいかなる場合においても参加者の雇用主が何時もかかる参加者の雇用を終了させることのできる権利に影響を及ぼすものではない。

第15条：株主としての権利/資金の用途

参加者は本プランに基づき自己が実際に取得した株式に関してのみ、株主としての権利を有するものとする。

当社は、本プランに基づき受領された全ての拠出金を、一般的な事業目的において使用することができる。当社はかかる資金を分別保管する義務を有さないが、適用のある現地法により求めのある場合はこれを行うことができる。

第16条：株式資本の変更

株式配当、株式分割若しくは株式併合、資本再構成、VIEムウェアを存続会社とする合併又はその他のVIEムウェアの株主資本の変更の場合、本プラン及び本プランに基づきその時点で発行済又は付与予定のオプションの対象となるVIEムウェアの株式又は有価証券の数及び種類、本プランに基づき交付可能な有価証券の最大数、オプション価格並びにその他の関連規定は、取締役会により適切な調整を受けるものとし、またかかる調整の決定は全ての者に対して拘束力を有するものとする。VIEムウェアが存続会社とならない結合若しくは合併の場合、又はVIEムウェアの資産の実質的な全ての売却若しくは譲渡（抵当権又は担保権の付与によるものを除く。）の場合、全ての発行済オプションはこれらをもって終了するものとする。ただし、かかる合併、結合又は資産売却の発効日までに、取締役会は、(a)全ての拠出口座における残高を返却し全ての発行済オプションを取り消すこと、又は(b)第8条に定める行使日の繰上げを行うこと、又は(c)存続会社若しくは買収会社がある場合は、かかる会社若しくはその子会社が当該参加者に対して、取締役会が定めるものと同等の諸条件を有する代替オプションを付与するよう取り決めることのいずれかを行うものとする。

事業再編成の場合、VIEムウェアは、適用のある現地法及び内国歳入法第423条の要件を考慮のうえ、必要又は望ましい場合は、個別の募集又は第423条以外の要素に基づく募集へと、参加者の参加内容を移転又は終了させることができる。

第17条：本プランの運営

本プランは取締役会によって運営される。取締役会は、本プランの明示規定に相反しない程度において、本プランに基づき必要又は適切な全ての行為を行うこと、本プランの規定を解釈すること、並びに本プランに関連して生じ得る全ての問題を決定することに関する権限を有する。1934年証券取引法第16条の報告義務の対象となるVIEムウェア役員に関する場合を除き、VIEムウェア経営陣はまた、本プラン及びプランに基づく契約の諸条件、並びに取締役会又は委員会による本プランに基づく解釈若しくは指示と矛盾しない限り、本プランに基づく参加者の紛争を解決する権限を有する。

取締役会は、その裁量において、報酬及びコーポレート・ガバナンス委員会又はVIEムウェアのその他委員会（以下「委員会」という。）に対して、本プランに関する権限を委譲することができる。かかる委譲の場合、本プランにおける取締役会に関する一切の言及（第17条における言及を含むがこれに限定されない。）は、委員会への言及とみなされるものとする。かかる委員会の構成員の過半数が定足数を構成するものとし、また当該委員会の決定はいずれもその構成員の過半数の賛成によってなされるものとする。本プランに基づく委員会の決定は、委員会構成員全員による書面による署名により、委員会の会合又は通知なくして行うことができる。

取締役会、委員会、また適切な場合、当社経営陣の決定は最終的なものであり、全当事者への拘束力を有するものとする。

第18条：本プランの修正及び終了

取締役会は、本プランを随時修正することができ、また適用する法又は規則の改正要件を満たす目的において又はその時点で法により許容され得るその他目的において発行済のオプションを修正することができる。ただし、(本プランにおいて明示的に要求又は許容される程度において)いかなるかかる修正も、当社の株主の承認がない場合、(a)本プランに基づき利用可能な最大株式数の引上げ、(b)発行済オプションのオプション価格の引下げ又はオプションの付与価格の引下げ、(c)本プランに基づく適格性の条件についての変更、又は(d)本第18条の規定の修正を行うことはできず、またいかなるかかる修正も、付与されるオプションにおける参加者の権利に(当該参加者の同意なくして)悪影響を及ぼさないものとする。

取締役会は如何なる時も本プランを終了することができるが、かかる修正は発行済オプションの保有者の権利及び特権に悪影響を及ぼさないものとする。

第19条：株主承認

修正・改訂された本プランは、2017年6月8日の当社株主により承認されており、今後の修正については、適用のある証券及び税に関する法令、及び株式が上場されている場合は、証券取引所の適用規則により求められる範囲で、株主の承認を受けるものとする。

第20条：制限事項

本プランにおけるその他条件に拘らず、

(a) 従業員は、内国歳入法第423条及び424(d)の規定に従って、当該従業員へのオプションの付与直後、内国歳入法第424条に定義されるところの、雇用主企業又はその親若しくは子会社の全クラス株式の総議決権又は価値の5%以上を保有することになる株式を保有する又は保有するとみなされる場合、本プランに従ってオプションを受領する資格を有さないものとする。

(b) いかなる従業員へも、ガイエムウェア又はその子会社若しくは親会社の(内国歳入法第423条で定義するところの)全ての従業員株式購入制度に基づく株式購入権が、内国歳入法第423条に規定されるとおり、かかる従業員に付与されたオプションが発行済となっている各暦年あたり、(オプション付与時に決定される)かかる株式の公正市場価値において25,000ドルを超える率で発生することを許容するような、本プランに基づくオプションの付与は行われぬ。

(c) いかなる従業員へも、繰越額控除後において各6ヶ月のオプション期間あたり7,500ドル、また、委員会の裁量により期間に長さ按比例した額、又は暦年あたり15,000ドルを超える天引きを許容するような、本プランに基づくオプションの付与は行われぬ。

(d) 別途適用法による求めのある場合を除き、通常の雇用時間が週20時間以下の従業員は本プランへの参加資格を持たない。本プランへの参加が通常の雇用時間が週20時間以下の従業員に提供される場合、かかる募集は本プランの第423条の要素に基づく個別の募集に基づき、又は第423条以外の要素に基づき行われるものとする。

(e) 1暦年における通常の雇用期間が5か月間に満たない従業員は、本プランへの参加資格を持たない。

(f) 独立契約社員は本プランへの参加資格を持たない。

第21条：管轄権及び準拠法

当社及び本プランへの各参加者は、本プランから生じ得る若しくは本プランに関連する問題又は同様の主題事項の解決についての専属管轄権及び裁判地を米国連邦裁判所又はデラウェア州裁判所とする。本プランはデラウェア州の法律に準拠するが、本プランの解釈についてその他管轄地域の実体法に別途言及するような法規則又は原則の選択又は衝突がある場合はこの限りでない。

第22条：外国法及び規則の順守

本プランにおいて相反する如何なる内容にも拘らず、取締役会は、当社又はその子会社が営業活動を行う外国における現地の法及び規則を順守するために、(i)米国外で雇用される参加者に付与されるオプションの諸条件を内国歳入法第423条に基づく米国財務省の規定に矛盾しない範囲で不利に変更すること、(ii)本プランに基づく割当分による株式に関して、また、加入又は行使手続きの修正に関して、内国歳入法第423条に適合することを趣旨としない類似の募集を設定すること、並びに/又は現地の法及び規則によって示される状況に基づき必要又は望ましいその他変更事項を策定すること、並びに(iii)本プラン又は本プランに基づき策定されたサブプランに関して必要な政府機関の手続き、免除又は承認を取得、順守又は別途反映するために望ましいとみなされる行為を行うことについて、唯一の裁量権を有するものとする。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

(1) 臨時報告書の提出

発生日	発生事項	影響額
2018年8月1日	本プランに基づく本邦以外の地域における当社及び子会社の適格従業員21,369名に対する当社普通株式を購入対象とした新株予約権証券の募集	新株予約権証券の発行価額の総額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額の合算額： 160,267,500米ドル

（上記は、外国会社報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間の提出の情報である）

(2) 2018年7月1日、当社の取締役会は、その普通株主に対し110億ドルを按分比例により分配する、金銭による1回限りの特別配当を決定した。当該1回限りの特別配当は、当社の親会社であるDell Technologiesが、当社の業績に連動するよう設計されたDellの株式を消却したうえDell TechnologiesのC種普通株式を上場させた取引のクロージングと関連して、支払われることになった。当該配当の基準日は2018年12月27日であり、支払日は2018年12月28日である。1株あたりの配当額は26.81ドルであった。

(3) 資本金の増減

年月日	資本金増減額 (単位：百万ドル)	資本金額 (単位：百万ドル)
2018年11月2日	192	1,272

（上記は、外国会社半期報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間の増減の情報である）

第四部【組込情報】

(1) 2018年度外国会社報告書及びその補足書類 平成30年6月4日 関東財務局長に提出

(2) 2019年度外国会社半期報告書及びその補足書類 平成30年10月26日 関東財務局長に提出

尚、上記2018年度外国会社報告書及びその補足書類(平成30年6月4日提出)並びに2019年度外国会社半期報告書及びその補足書類(平成30年10月26日提出)は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用したデータを開示電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。